

ガソリンスタンド事業者の皆様へ ガソリンの小分け販売について

京都市においてガソリンを使用して放火したとみられる火災が発生しました。

ガソリンを小分け販売するときは、以下のような取り組みにご協力をお願いします。

- ① 身分証の確認
- ② 購入目的の問いかけ
- ③ 販売記録の作成



どのようなことに
使われますか？

**セルフスタンドで顧客が自らガソリンを
金属製容器に小分けすることは出来ません。**



顧客による小分け行為がなされないよう



給油中の監視の徹底をお願いします。

会津若松消防本部 予防課 TEL 0242-59-1403

会津若松消防署 0242-25-1205

猪苗代消防署 0242-62-4433

会津坂下消防署 0242-84-2119

会津美里消防署 0242-54-3934